

新潟市立中学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 31 号

新潟市立中学校条例の一部を改正する条例

新潟市立中学校条例（昭和 39 年新潟市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

新潟市立新星中学校

新潟市中央区沼垂東 6 丁目 1 1 番 1 号

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。